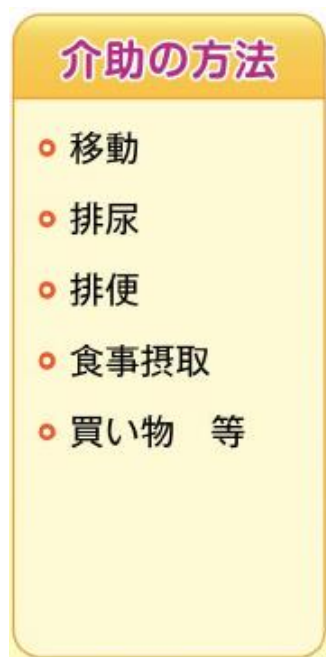


Ⅲ.介助の方法で評価する調査項目

1. 介助の方法で評価する調査項目



2 群を中心とした
生活機能

5 群を中心とした
社会生活への適応

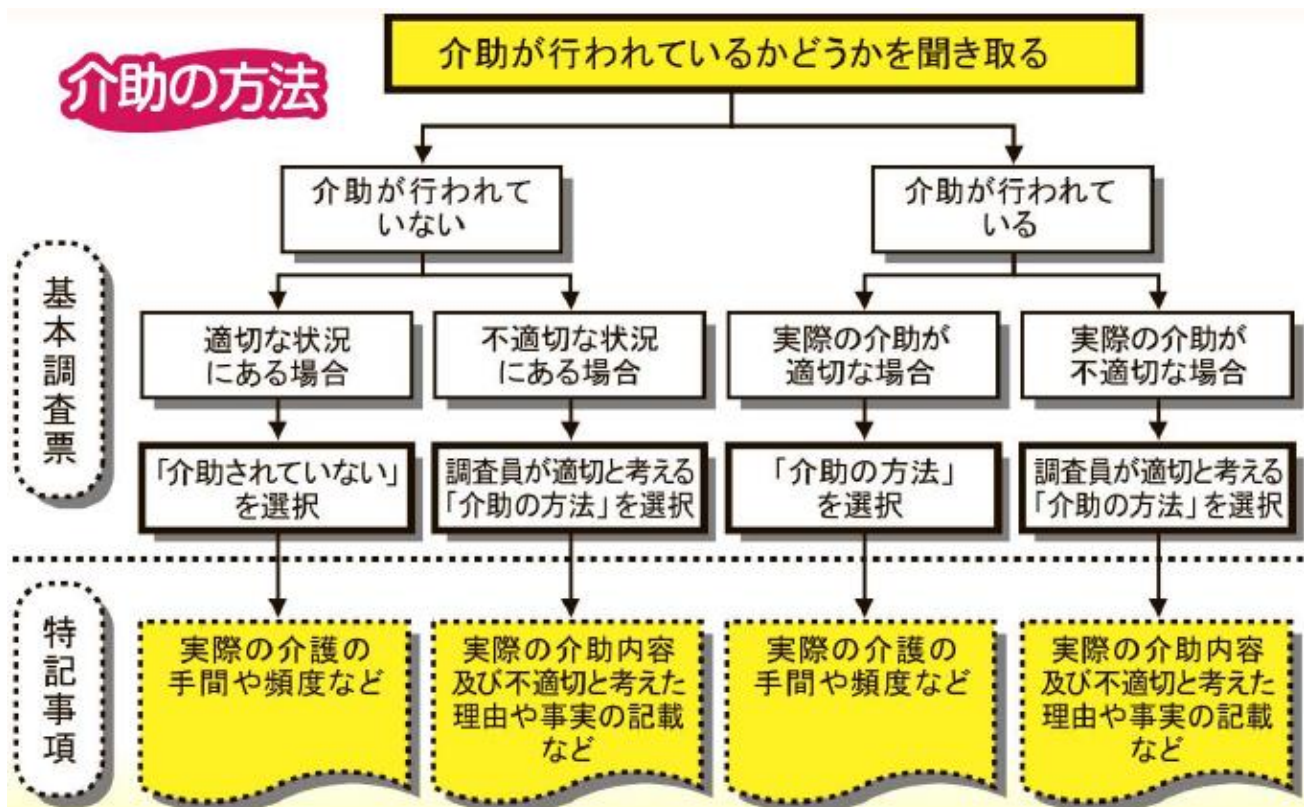
基本調査の選択肢は「介助されていない」「全介助」など、最終的に提供されている介助の方法、または、提供されるべき介助の方法をあらわしています。

介助の方法で評価する調査項目の選択肢は、介護の手間が「多い」「少ない」など、量をあらわしているものではなく、介助の方法をあらわしている事に注意が必要です。また、特記事項には、選択した介助の方法により、発生している介護の手間と頻度を記載することが重要です。

2. 調査の流れ①（介助の方法）

介助の方法で評価する調査項目は、一定期間の状況について聞き取りを行い、調査項目ごとに定められた定義に従い、実際に提供されている介助の方法に基づいて選択します。

ただし、実際に提供されている介助の方法が不適切であると判断される場合は、適切と考えられる介助の方法を選択します。



厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：介助の方法で評価する調査項目」より

特記事項には、実際の介護の手間や頻度を記載することが重要です。また、実際に提供されている介助の方法が不適切であると判断した場合は、その理由を具体的に記載し、審査会に情報を伝達することが重要となります。

3. 調査の流れ②（介助の方法）

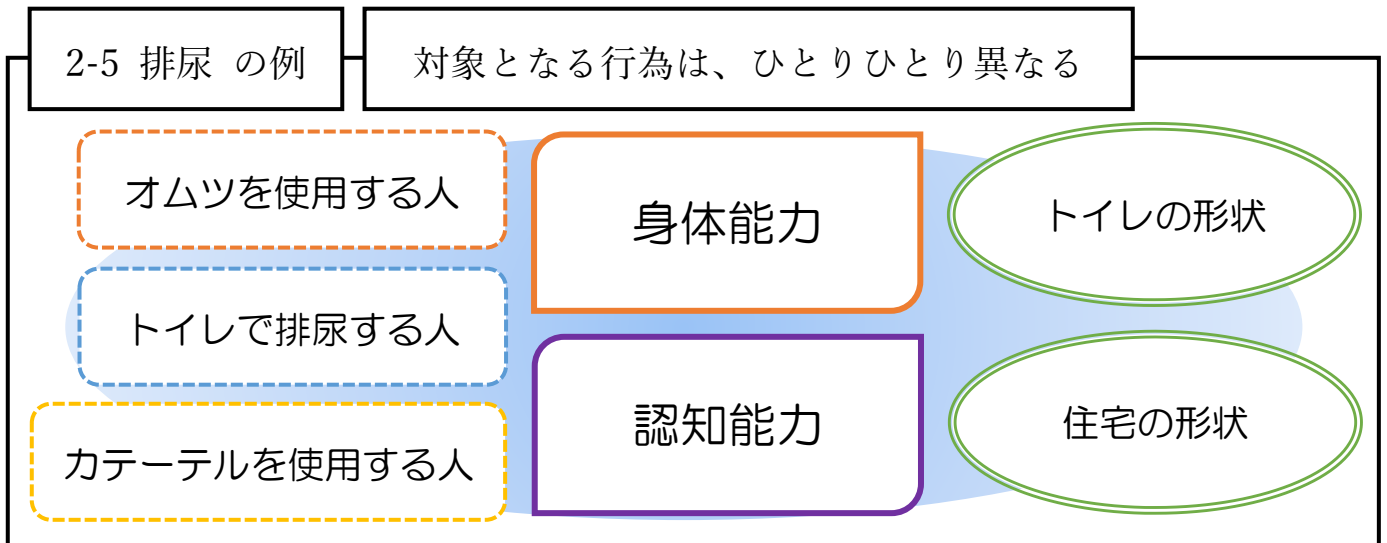
当該する行為が、一定期間にどの程度行われているかを把握

- 調査日より概ね過去1週間に、どの程度行われているか。

（1-11：つめきりは概ね過去1カ月）

※介助の方法で評価する調査項目の基本調査では、より頻回な状況に基づき選択肢を選択します。より頻回な状況、すなわち、もっとも多く発生している状況に基づいて選択することとは、調査日より概ね過去1週間にもっとも多く発生している介助の方法を選択するという意味です。

- 調査の対象となる行為は、人それぞれで、居住環境や心身の状態、生活習慣などによって異なります。



基本調査票

頻度がもっとも多いもので選択

特記事項

実際の**介護の手間**や、**頻度等**を、**具体的に記載**する

4. 基本調査の留意点①

基本調査の選択肢は、介護の手間の量には関係なく、
どのような「方法」で、介助が行われているか
を表すもの

- 必ずしも「全介助」の方が、「一部介助」よりも介護の手間が大きいとはいえない。
- 選択肢のみでは、どのような介護の手間があるかを十分に確認することはできない。

具体的な介護の手間は、
特記事項に記載することが重要

5. 基本調査の留意点②

同じ選択肢でも、 それぞれのケースにより介助量には幅がある

2-5 排尿の「全介助」の例

- 毎回6回定時のオムツ交換をしている。
- 毎日10回トイレにて、ズボン・パンツの上げ下げ、陰部の清拭、トイレの水洗の介助を行っている。

介護の手間は、必ずしも同じとは言えず、また、その頻度によっても、介護の手間の総量に違いがあると考えられる。
具体的な介護の手間は、特記事項に記載することが重要。

2-4 食事摂取の「一部介助」の例

- 最初の数口は自分で摂取するが、残りはすべて介助を行っている。
- ほとんど自分で摂取するが、器の隅に残ったものは介護者がスプーンですくって食べさせている。

6. 基本調査の留意点③

「実際の介助の方法」が不適切な場合のポイント

平成28年度「認定調査員能力向上研修会：介助の方法の項目」より

「不適切」と考える理由は特記事項に記載する

特記事項記載の例

(2-5) すべて自分で出来ていると本人から聞き取るが、尿臭が強く、声掛け、見守りを要すると判断し、2)とした。

(2-10) 普段は自身で行うが30分以上かかる。週2回のデイでは衣服を構える介助が行われていると聞き取り、3)とした。

「なぜ不適切だと考えたのか？」その理由が明記されていないと、認定審査会委員は認定調査員の判断が妥当かどうか、確認することができない。

(理由の有無は、特記事項チェックの最大のポイントのひとつ)

介助の適切性は総合的に判断する

- 独居、老々介護のみを理由に判断するものではない。
- 単に「できるーできない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。
- 生活の中で行われる介助は、本人の生活習慣などにも影響を受ける。

【参考】(前略)これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う(後略)(介護保険法第1条)

2-5 排尿・2-6 排便 における **4** つのポイント

排尿、排便は、一日の中で何度も発生し、その方法や発生回数も、個々のケースで異なるため、介護の手間に個人差が生じやすく、特記事項を丁寧に記載することが重要です。

ポイント 1 排泄方法

トイレ、ポータブルトイレ、オムツ内、また、尿意、便意の有無等

ポイント 2 頻度

ポイント 3 失敗の有無と介助の方法

ポイント 4 昼夜の違い

4つのポイントを踏まえると、同じ「介助されていない」でもこんなに違います

(例1) 「一連の行為は問題なくできる。失敗もない。」

排泄においては自立していると理解できる

(例2) 「通常は一連の行為を自分でできるが、

週1日程度は体調が悪く、夜間2回程度、

ズボンの上げ下げに介助を要する。」

頻度としては少ないが、チェック外の手間が理解できる

(2-5)排尿・(2-6)排便での4つのポイントを整理できるシートを作成しました。

認定調査時にお役立てください。

排泄(2-5排尿：2-6排便) チェックシート				
	排泄の方法	介助の方法	頻度	失敗の有無
昼間				
夜間				
排泄(2-5排尿：2-6排便) チェックシート				
	排泄の方法	介助の方法	頻度	失敗の有無
昼間				
夜間				
排泄(2-5排尿：2-6排便) チェックシート				
	排泄の方法	介助の方法	頻度	失敗の有無
昼間				
夜間				
排泄(2-5排尿：2-6排便) チェックシート				
	排泄の方法	介助の方法	頻度	失敗の有無
昼間				
夜間				

7. 特記事項のポイント① ～介護の手間の頻度を記載～

頻度は、できる限り、「具体的な数値」で記載する

◎ 1日3回、1/週等 → **誰もが、
同じとらえ方ができる**

× ときどき、よく → **人それぞれの
とらえ方があり、あいまい**

尚、正確な回数がわからない場合には、2～3回など、ある程度幅のある表現を記載してもかまいません。

5-5 買い物 の「介助されていない」の例

健康のため、ほぼ毎日、近くのスーパーに歩いて行き、食材や日用品を自分で買っている。月に2～3回、体調がよくないときなどは、近所に住んでいる娘に買い物を頼むこともある。

5-6 簡単な調理 の「全介助」の例

普段は炊飯を含め家族が三食すべてを用意しているが、自分でも何かしたいと思っており、体調のよいとき（2回/月程度）は、自分で炊飯を行っている。

8. 特記事項のポイント② ～基本調査では介助なしでも、

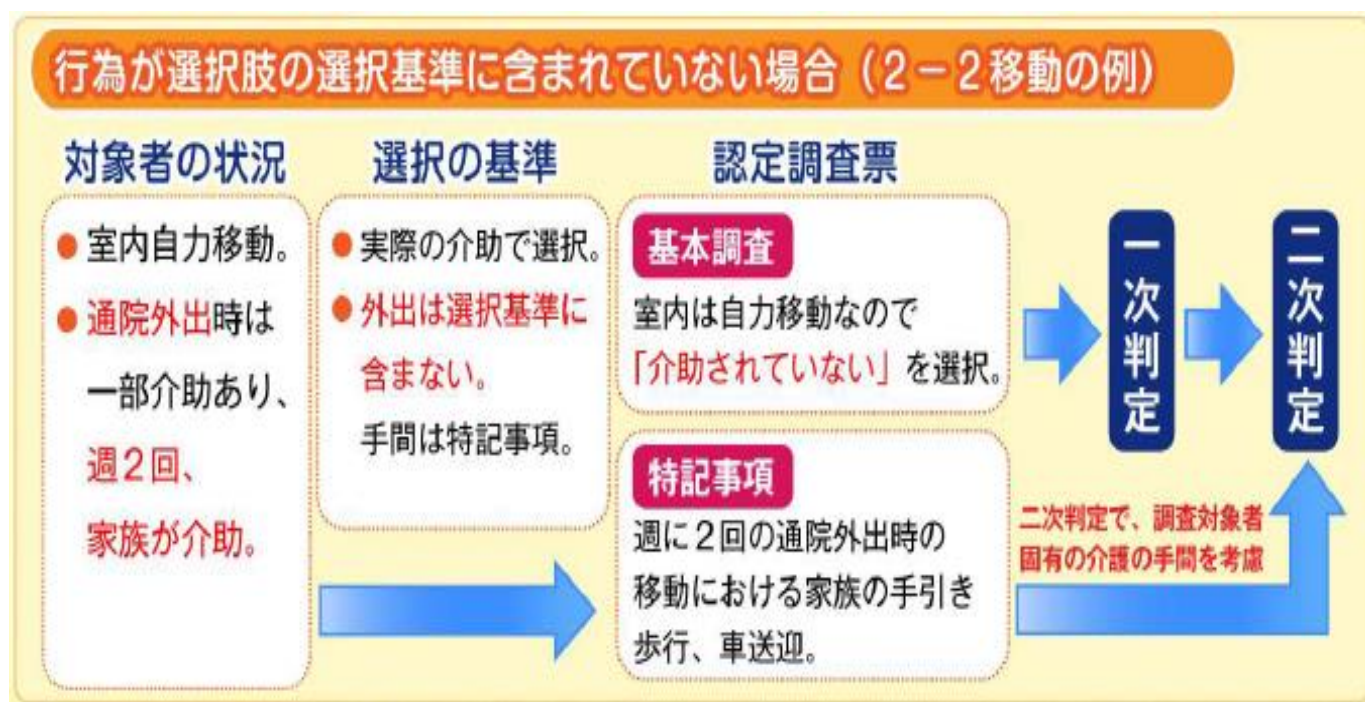
実際に介助が行われている場合～

「介助されていない」や「ない」等を基本調査で選択しても

実際に介護の手間が発生している場合



「特記事項」に介護の手間と頻度を記載



厚生労働省要介護認定適正化事業「研修用素材：認定調査員能力向上研修会資料（平成28年度）講義4・調査項目と疑義への対応」より

基本調査項目の選択は、選択基準どおりに行い、選択基準に含まれない通院時の介助については、特記事項に介護の手間と頻度を記載します。

このように、特記事項を活用して、調査対象者の情報を審査会へ丁寧に伝達することが重要です。

●特記事項が必要な理由

基本調査で「介助されていない」や「ない」などを選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合があります。



厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：認定調査の基本的な考え方その2」より

基本調査は定義に従って選択しますが、

特記事項に、「介護の手間」と「頻度」を記載することが重要です。

一次判定に加味されない「介護の手間」は二次判定において判断が行われることとなり、特記事項に記載することが求められます。

介助の方法について ～見守り等、声かけ～

厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：重点講座」より

介助の方法の調査項目における「見守り等」は、 「常時」の付き添いの必要がある見守りと定義されている

例：2-2 移動	基本調査	特記事項
遠方より気にかける見守り	介助されていない	選択根拠、手間、頻度を記載
「常時」の付き添いの見守り	見守り等	選択根拠、手間、頻度を記載

2-2 移動では、離れた場所から時々気に掛けるといった見守りについては、「常時」の付き添いが必要な見守りではありませんので、「介助されていない」を選択することになります。

また、介助の方法の調査項目における「声かけ」については、行為を行う中で発生する「声かけ」が対象です。

例：2-8 洗顔	基本調査	特記事項
行為を行う場所へ誘導する声かけ ～洗面所に行きましょうか～	介助されていない	選択根拠、手間、頻度を記載
行為を行う中で発生する声かけ ～そのタオルで顔を拭きましょう～	一部介助	選択根拠、手間、頻度を記載

2-8 洗顔について、「洗面所に行きましょうか」というように行為を行う場所へ誘導する声かけのみ行われている場合は、調査項目の定義に含まれませんので「介助されていない」を選択することになります。一方、「そのタオルで顔を拭きましょう」など行為を行う中で声かけが発生している場合は、「一部介助」となります。

ただし、2-5 排尿 2-6 排便だけは例外で、

行為を行う場所へ誘導する「声かけ」すなわちトイレに行くタイミングを伝える「声かけ」が行われている場合は「見守り等」を選択します。

9. 特記事項記載の例（介助の方法）

基本調査項目の選択は、選択基準どおりに行い、選択基準に含まれない介助については、特記事項に介護の手間と頻度を記載します。特記事項を活用して、調査対象者の情報を審査会へ丁寧に伝達することが重要です。

📁 1-10 洗身（テキスト P57）

(2)一部介助

📄 自分で洗身を行っているが、介護者による見守りが行われている。

(3)全介助

📄 週に3回、デイサービスで入浴し全介助にて洗身を行い、残りの4日間は入浴機会がない。

📁 1-11 つめ切り（テキスト P60）

(3)全介助

📄 手、足共に、週3回のデイで確認してもらい、切ってもらう。

📁 2-1 移乗（テキスト P70）

(3)一部介助

📄 ベッドには柵、トイレには手すりがついているが、自力で車椅子に移乗しようとするも臀部が上がりやすく、介護者が後方から支える介助を要している。

㊦ 2-2 移動 (テキスト P73)

(1)介助されていない

㊦ 居室の隣にあるトイレまでの移動（5回程度／日）など、通常は介助なしで行っているが、居室から離れた食堂（3回／日）及び浴室（週2回）への車いすでの移動は全介助となる。

㊦ 2-4 食事摂取 (テキスト P78)

(1)介助されていない

㊦ 1日3食で、通常は介助なしで行っている。ただし、毎日朝食の際は、最初の数口は、介護者が口まで食事を運んでいる。

(4)全介助

㊦ 中心静脈栄養のみで、経口での食事は全く摂っていない。

㊦ 2-5 排尿 (テキスト P81)

(1)介助されていない

㊦ おむつを使用しており、自分で準備から後始末まで行っている。

(1)介助されていない

㊦ 1日の中で、昼間に6回程度、介助なくトイレで排尿している。夜間の2回程度は、ポータブルトイレを利用して介助なく排尿しているが、ポータブルトイレの後片付けは家族が朝一括して行っている。

(2)見守り等

㊦ トイレへの移動、トイレ内での行為には、見守りも介助も行われていないものの、認知症のためトイレに行くタイミングを自分で把握できないことがあるため、定時の声かけを行っている。

📁 2-7 口腔清潔 (テキスト P87)

(2)一部介助

📄 介護者が磨き残しの確認のみ行っている。

(3)全介助

📄 介護者が歯を磨いてあげ、口元にコップを運び、本人が口をすすいで吐き出す。

📁 2-10 上衣の着脱 (テキスト P93)

(1)介助されていない

📄 衣服を手渡せば、自力で着ることができる。

(2)見守り等

📄 自力で介助なしで行っているが、着る順番が分からないので、一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している。

(4)全介助

📄 袖を通す際に首や体を揺らすようにして動かすことがあるが、介護者が着脱全体の介助を行っている。

📁 5-1 薬の内服 (テキスト P132)

(2)一部介助

📖 介護者があらかじめ分包しておく、自分で薬、水を用意して飲んでいる。

(3)全介助

📖 飲み込む行為は自分で行っているが、薬や水を手元に用意し、薬を口に入れることは全て介助されている。

📁 5-2 金銭の管理 (テキスト P135)

(1)介助されていない

📖 買い物等は家族に頼んでいるが、所持金の支出入について把握しており、自分で管理している。

📁 5-5 買い物 (テキスト P141)

(2)一部介助

📖 近くのスーパーへ一人で買い物に行くが、 unnecessary商品も買ってきってしまうため、家族が週一回返品に行く。